



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3403号 2016.12.14 発行

社説 相模原事件検証 再発防止には不十分だ

毎日新聞 2016年12月14日

相模原市の知的障害者の入所施設「津久井やまゆり園」で元職員の男が19人の障害者を殺害し、27人にけがをさせた事件で、厚生労働省の有識者チームが最終報告をまとめた。

男は事件前に病院の精神科へ措置入院しており、最終報告が提言する再発防止策の柱は退院後の継続的な支援だ。しかし、精神科医療だけでなく、警察の捜査や施設側の対応についても検証しなければ、事件の全体像はわからないのではないかと。

報告によると、男が退院した際、病院は市に提出した「症状消退届」に今後の支援内容を記載せず、市も確認していなかった。病院の職員の中には退院後も男が同市内に住み続けると本人から告げられた人もいながら、東京都内の両親と同居するとの間違った情報を市に伝えていた。

また、同病院の医師は男が大麻使用による精神障害と診断していた。男自身も薬物中毒の治療を受けることを望んでいたが、実際には同病院での薬物治療がまったく行われていなかった。治療継続の機会やきっかけはありながら、病院のずさんな対応や自治体との連携がないために生かされなかったのだ。

報告書は、措置入院中に都道府県知事や政令市長が支援計画を作成すること、退院後は居住先の保健所を管轄する自治体を中心となり訪問ケアなどを実施することを再発防止策として盛り込んだ。

いずれも重要な対策ではある。ただ、年間7000人が新規に措置入院をしており、退院後にこうした対策をするためには保健所や地域福祉などの人員をもっと厚くしなければならないだろう。

再発防止策が精神科医療に関連することに絞られたのは、事件直後に安倍晋三首相らが措置入院後の検証をするよう指示したからだ。

今回、男は衆議院議長あてに犯行予告とも取れる手紙を出しており、警察は事前にそれを把握していた。また、「やまゆり園」で男が働いていた時には障害者の存在を否定するような発言を繰り返し、障害者に対する虐待行為があったこともわかっている。

警察や施設の対応の検証や連携のあり方に踏み込まなければ、有効な再発防止策は立てられない。

神奈川県が独自に設置した第三者委員会は11月末に報告書をまとめ、その中で「施設側の危険性への認識が薄く、危機管理上問題があった」と指摘したが、施設内での男による虐待への対応や職員への指導については具体的な記述が少ない。

厚労省や県の検証はまだ不十分と言わざるを得ない。悲劇を二度と起こさないためにも、総合的な視点での再発防止策が必要だ。

社説：ストーカー対策／凶悪事件化を防ぐために

神戸新聞 2016年12月14日

改正ストーカー規制法が今国会で成立した。最大のポイントはインターネット上での付

きまといを防ぐため、会員制交流サイト（SNS）の執拗（しつよう）な書き込みなどが新たに規制の対象となることだ。

被害者に危険が迫っている恐れがある場合、警察が緊急対応で禁止命令を出すことも可能になる。さらに「非親告罪」とすることで、被害者が仕返しを恐れて告発できない場合でも、捜査機関の判断で起訴できるようになる。

被害者にしつこく付きまとうストーカー行為は、たちまち凶悪事件に発展してしまう危険性をはらんでいる。改正規制法は事件を未然に防ぐ有効な手だてになる。悲劇を繰り返してはならない。

ストーカー規制法は1999年の埼玉県桶川市の事件をきっかけにできた。今回の改正は今年5月の東京都小金井市の事件を受けたものだ。

小金井の事件では被害者の女子大生が警察に、加害者の男によるツイッター上の書き込みについて相談していた。しかし警察はストーカー事案として扱わず、女性は男に襲われてしまった。事件後、規制の対象にSNSの書き込みが含まれていなかったことから、改正を求める声が高まっていた。

相談を受けた警察の対応も問われている。過去の事件では、危機感に乏しい警察の対応が何度も批判された。昨年、全国の警察に寄せられた被害相談は約2万2千件にも上る。その一つ一つに生命が危険にさらされている恐れがある。そう現場の警察官が意識することが求められる。

加えて組織として、相談内容に対応する仕組みも必要だ。例えば兵庫県警では、各警察署に入った男女間のもめ事などをすべて本部に報告している。

県警のストーカー被害事件の摘発件数を見ると、ストーカー規制法違反よりも暴行や脅迫などの容疑が倍以上を占める。迅速に対応し、被害者の危険を取り除くことを優先した結果といえる。県警も過去にストーカー相談を受けた女性が刺殺され、批判を浴びた。その後、対策の強化を重ねてきた経緯がある。

被害者は一人で抱え込まず、相談機関や警察に訴えることが大事だ。そのためにも、警察に相談すればしっかり対応してくれるという信頼の構築が欠かせない。

社説：介護の負担増 制度への信頼が揺らぐ 中日新聞 2016年12月14日

首相が掲げる「介護離職ゼロ」という目標に逆行している。厚生労働省の審議会は、利用者負担の引き上げなどさらなる負担増を盛り込んだ意見書をまとめた。制度への信頼が揺らいでしまう。

「給付削減・負担増の波がやむ心配がない。介護保険制度の崩壊につながると危惧する」。意見書取りまとめの席で、社団法人「認知症の人と家族の会」の委員はこう懸念を表明した。

意見書は、所得が高い高齢者らの利用者負担を二割から三割に引き上げるほか、中間所得層の月額負担上限額を上げることなどを打ち出した。介護保険の利用者負担は原則一割だが、昨夏、単身で年金収入だけの場合、年収二百八十万円以上、五人に一人が二割に引き上げられた。このうち年収三百八十三万円以上の人について、さらに三割とする方針だ。対象者は約十三万人になるという。

二〇〇〇年度にスタートした介護保険の年間費用は約十兆円に膨らんでおり、今回の見直しは費用を抑制することが狙いだ。しかし、前回の給付カットによる影響も検証されていない中、短期間で再引き上げに別の委員から「計画性がなさすぎる」との苦言が呈された。その通りである。

厚労省は三割にする根拠について医療保険における高所得者の患者負担がすでに三割になっていることを挙げるが、医療と同列に論じるのは乱暴だ。医療の場合は治療がすめば負担はなくなる。だが、介護は一般に要介護状態になってから生涯、長期にわたり負担をし続けなければならないのだ。

「家族の会」の高見国生代表理事は「利用者や家族にしたら、この先どうなるのかという不安がどんどん大きくなる。介護保険を信頼できなくなる」と批判する。

当初、介護の必要度が低い「要介護1、2」の人が利用する掃除や買い物をしてもらう生活援助サービスや福祉用具の貸与を介護保険から外すことも検討していたが、反発が強く見送った。妥当な判断だ。一人暮らしや老老介護などで、生活援助サービスや福祉用具を利用し、かろうじて自宅で生活している高齢者は多い。

けれども、気掛かりは残る。生活援助サービスの報酬引き下げを検討することが意見書に記された。報酬が低くなれば、サービスを提供する事業者が減り、結果的に生活援助サービスはなくなってしまうのではないか。

社会全体で介護を担うという制度の理念を忘れてはなるまい。

社説：休眠預金活用 透明性と工夫を大切に 朝日新聞 2016年12月14日

国や自治体の予算が十分でない社会課題と向き合い、民間の知恵と工夫を集める。

何にいくら使うのか、決定過程と結果の情報を公開し、成果を検証して次に生かす。

この基本を守り、市民団体と政党が二人三脚で実現させた新たな挑戦を成功させたい。

金融機関の口座のうち、10年以上出し入れされていない預金を民間の公益活動に使う「休眠預金活用法」が、議員立法で成立した。1年半以内に施行され、運用開始は3年ほど先になる見通しだ。

休眠預金は、預金者の要求で払い戻される分を除いても毎年500億～600億円ほど生まれ、金融機関の収益になっている。英国や韓国の例を参考に、市民団体有志が超党派の議員連盟と組んで、活用する仕組みをつくった。

具体的にはこんな内容だ。

まず、休眠預金を預金保険機構に移す。有識者を選んで新設する活用審議会に諮って方針を決め、「資金分配団体」が福祉や教育など全国各地で活動する非営利の民間組織や自治会への助成や貸し付けを行う。

資金分配団体には、「NPOを支えるNPO」として実績がある団体などを想定。支援の対象は(1)子どもや若者(2)日常生活が困難な人(3)地域活性化などの三つが示された。

詳細はこれからだ。とりわけ用途については、社会と課題の変化に柔軟に対応するために、法律では細かく決めなかった。預金者の納得をえる努力を重ねていくことが大切になる。

まずは、10年を超えても休眠預金はいつでも払い戻しができることを周知する。そして、おカネが全国の団体へと流れていく各段階で、誰がどう判断し、その結果、何にいくら使うのか透明性を保たねばならない。

NPOなど民間団体には、寄付や補助金の使い方がずさんな例が散見される。責任と能力がより重く問われる。

行政にも注文がある。休眠預金が使えるからと、予算を安易に削ることは許されない。

新しい課題のため予算を出すかどうか意見が割れたり、そもそも対象者が少なかったりするテーマに休眠預金を充てるなど、予算との両輪で支援を充実させていく必要がある。

NPOの間では、休眠預金で講じる対策の成果を客観的な指標で測る工夫や、複数年度分をまとめた支出など、行政予算の弱点を意識した仕組みについて検討が始まっている。それが予算の賢い使い方につながることも期待したい。

社説：透明な休眠預金の活用を 日本経済新聞 2016年12月14日

金融機関の口座で10年以上出し入れがない休眠預金を、民間による福祉や地域活性化事業に活用するための法律がこの国会で成立した。行政にはない大胆な発想で、社会の課題

を解決していく原資として大事に使いたい。

もとはといえば、預金者のお金であることも忘れてはならない。法律が施行されても、預金者からの請求があれば預金は払い戻されることを周知徹底すべきだ。同時に、資金利用に際しては一点の曇りもないような透明な運用を心掛けてほしい。

休眠預金は毎年 1000 億円近く発生し、その後の払い戻しなど除くと、500 億円程度が活用できるという。法律によると、この資金は新設される「指定活用団体」でまとめられ、その後各地の「資金分配団体」に流れる。そこが最終的に福祉事業を実施する NPO などの民間団体を選び、資金を渡す仕組みだ。

指定活用団体は全体の司令塔となり、どのような事業にどの程度資金を助成したり、貸し付けたりするかを決める。まずはこの団体を信頼できる組織にする必要がある。役員についても国民の納得が得られる人を選びたい。

次いで全国の資金分配団体も厳正に決める必要がある。こちらは既存の財団法人などから選ぶという。地域によってはすでに、市民から集めた寄付を公益的な事業に提供するといった団体が活動している例もあるが、全国どこにでもあるわけではない。今から育てていくことも求められる。

最終的に現場で事業を担う NPO などの民間団体も責任感と運営の透明性が欠かせない。資金をどう使い、どのような成果を出したかを客観的に測定し、公表することが大切だ。

高齢化や貧困など社会課題は多様化しているが、行政は財政難もあって対応が困難になっている。休眠預金を使った民間による課題解決への期待は大きい。2019 年にも資金活用が始まるという。関係者は心して準備してほしい。

社説：支障なく副業ができる環境整備を丁寧に 日本経済新聞 2016 年 12 月 14 日

政府の働き方改革実現会議では柔軟な働き方の一環として、副業や兼業をどのようにして広げるかが議論されている。

本業に支障が出ないようにしたうえで、副業や兼業をしたい人が健康を害さずに働ける環境を丁寧に整えていきたい。

副業や兼業は働く人にとっていくつか利点がある。収入を増やせることに加え、新しい技能を習得でき「第二の人生」に備えられる。独立・起業の準備にもなる。

企業にとっての意義も指摘されている。新規事業などのプロジェクトに、他社の人材が副業として加わる形をとることができる。外部の人材と連携して新しい製品・サービスやビジネスモデルを生み出す「オープンイノベーション」を進めやすくなる。

自家用車で人を運んで対価を得る「ライドシェア」など、シェア経済も副業が支えているところが大きい。

しかし総務省の就業構造基本調査によれば、就業者のなかで副業を持っている人の割合は 4% に満たない。多くの企業が就業規則で副業や兼業を厳しく規制しているためだ。

これを政府は、自社の業務への影響がなく、事業で競合している企業では働かないなどの条件を満たせば、副業や兼業を認めるよう企業に促す考えだ。過度に副業などが規制されている現状を改めるのは妥当だろう。

ただし現在は、副業などをする環境が整っているとはいえない。たとえば仕事の掛け持ちで心配される過重労働への歯止めは不十分だ。1 日 8 時間など法律で定められた上限を超える労働時間には、雇い主が割増賃金を払わなければならない。だが副業や兼業では厳格に運用されていない。

雇用保険に入れない人が出てくる問題もある。加入するには 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上あることという条件がある。複数の企業で働く場合、どの会社の所定労働時間も 20 時間に満たなければ雇用保険に加入できない。

雇用をめぐる様々な制度は、ひとつの企業に勤めて生計を立てることを前提にできあがっている面が多い。副業や兼業を広げるには、そうした制度の底流にある考え方から見直

し、働く人が使いやすい仕組みに変えていく必要がある。一朝一夕にできるものではない。政府は着実に制度の整備を進めるべきだ。

【主張】記述式の入試 人材育てる労を惜しむな 産経新聞 2016年12月14日

ようやく国立大学の入試で記述式が重視されることになった。

よく考えて書くのは思考力、表現力を育む上で欠かせない。大学入試でその機会が少なかったことの方がおかしい。しっかり学ぶ教育につなげてもらいたい。

2020（平成32）年度から国立大などの1次試験にあたる大学入試センター試験に代え、新しい共通テストが実施される予定だ。

これに合わせ、国立大学協会が2次試験では長文で答える問題を課す方針を示した。国語が中心で原則、全受験生が対象となる。

新共通テストの国語と数学で記述式問題を加えることが検討されているが、受験者が数十万人規模になるため採点時間などの問題点があった。80字以内といった短文なら可能だとしても、それ以上の長文の記述式は2次試験に任せる方が現実的だろう。

センター試験は私大を含め利用大学が増え、定着してきた。その一方、大学によってはセンター試験に頼りすぎ、個別試験で手を抜いていなかったか。

現行センター試験は選択で答えるマークシート方式だ。前身の共通1次試験時代から「考える力が育たない」と批判があった。

ならば各大学の試験で記述式を重視すべきだが、現在、国立大2次試験で記述式を課しているのは募集人員の4割にとどまるという。寂しい限りである。

どんな学生を採り、育てていくかは大学教育の重要な仕事であるはずだ。記述式は採点の負担が増えるといった考えがあるなら、おかしい。

それとも、受験生の文章の良しあしが見極められないほど大学教員のレベルは低いのか。面接など筆記試験では測れない受験生の能力を多面的に評価することも課題だが、記述式の採点を厭（いと）うような教授らに教育を任せられるか。

これを機会に、受験科目が少ない入試も見直したい。昭和54年導入の共通1次は当初、5教科7科目を課していた。センター試験では大学が必要な試験科目を選ぶ形に変わり、科目が少ない大学が増えた。物理を知らない工学部生など、基礎知識を持たずに入学する学生の増加を生んでいる。

入学後に切磋琢磨（せっさたくま）する教育研究の環境やカリキュラムが肝要なことはもちろんだ。大学の中身の改革を忘れてはならない。

社説：情報サイト 公共性をどう守るか 朝日新聞 2016年12月14日

IT大手のDeNAが運営するインターネット上の生活情報サイトに、うその内容や他人の記事の引き写しが多いことがわかり、同社は10あるすべてのサイトの公開を中止した。同業他社でも似たような問題が次々と明らかになっている。

ネットが多くの人々の生活に不可欠な存在になっているいま、見過ごせない事態だ。広く情報を扱う企業としての自覚に欠けていたというほかない。

とりわけ医療や健康に関するいい加減な記述は、場合によっては利用者のからだや心に深い傷を与える。徹底した原因究明と再発防止を求めたい。

特定のテーマに沿った記事や写真を集めたサイトは「キュレーションサイト」と呼ばれる。美術館や博物館の学芸員（キュレーター）が専門知識に基づいて収集・展示するように、ネット上の膨大な情報を精選し、まとめるのが本来の目的だ。

だがDeNAサイトの大半の記事は、外部筆者や学生がマニュアルに従って量産したものだった。別メディアからの転用を推奨するような指示もあったとされ、病の根は深い。

そんなことまでして追求していたのは広告収入だ。

閲覧数が増えると、そのサイトで扱う広告の料金が上がる。記事に多くのキーワードを盛りこむなどしてネット検索で上位に表示される細工をする一方、事実を確かめたり、他者の著作権を侵害していないかをチェックしたりする作業は、おろそかになっていたという。

折しも米国でも、交流サイトのフェイスブックを通じて、大統領選に関するうそのニュースが拡散する出来事があった。選挙結果にも影響したとの指摘があり、風当たりは強い。

だが、だれもが情報を容易に発信でき、利用できる点にネットの力と可能性がある。成長する過程でさまざまな問題が浮かびあがるのはある意味で当たり前で、それらをひとつずつ克服し、より成熟した存在に育てていく努力が肝要だ。

その意味で、キュレーションサイトをめぐる不祥事が、ネットニュース「バズフィード」やウェブライターの手で詳しく報じられ、間違いをただすことにつながったのは意義深い。

利用する側も、ネットには玉石混交の情報があふれているとの認識を持つことが、改めて求められる。それらをつき合わせたり、出所が信頼できるサイトかどうかを調べたりして、主体的に活用する姿勢が大切だ。

そうした営みの先に、社会の公共財としてのネットがある。

社説：防災・減災 拠点「道の駅」／災害対応の意識を万全に

河北新報 2016年12月14日

不特定多数の人が始終出入りし、いざというときのよりどころとしても期待される施設が、災害に対してこれほど無防備な状況では困る。

東北管区行政評価局が青森、宮城、山形3県の「道の駅」57カ所の防災機能を調査した結果、災害想定避難訓練などを実施している施設は4分の1弱にとどまる、といった実態が明らかになった。

東日本大震災で避難先になり、復旧・支援の拠点としても活用され、国や自治体も防災機能の強化と設備の充実に取り組んできたはずだが、掛け声ほどには改善や強化は進んでいないことになる。

道の駅の管理、運営に直接関わる自治体や団体、企業はもちろん県や国など関係機関も含め、道の駅を地域防災の中核として位置付ける姿勢を再確認し、早急に不備の総点検を進める必要がある。

情報設備を備えた休憩所やトイレ、駐車場があり、飲料や食料も豊富に提供できる道の駅の機能は、災害時こそ際立つ。政府が震災後に国土強靱（きょうじん）化プランで重視し、防災拠点化推進を掲げたのは自然な流れだ。4月の熊本地震でもその役割が注目された。

ところが、8月から11月にかけて行われた行政評価局の調査結果によると、災害時に不可欠の非常用電源を持つ施設は半分不足だった。衛星電話など非常時の通信設備を整備し、燃料を備蓄する施設も2割前後にとどまった。

予算的な課題はあるとしても、中には非常用電源を持ちながら定期点検をせず、稼働に不安を持つ施設もあったという。訓練でいうと、現に洪水や土砂崩れの想定区域にある12カ所の道の駅が、いずれも避難訓練などを実施していない現状も明らかになった。

前提の防災意識そのものが共有されていないことの表れと受け止めざるを得ない。

取り組みの裏付けになる災害時マニュアルや協定を策定していない施設は3分の2近く、自治体の地域防災計画に位置付けられていない施設も4割あった。自治体の担当は商工観光や農林水産部門が多く、防災担当部署との連携が薄い現状がうかがえる。

もちろん防災拠点の自覚を強く持って対応に努める道の駅もある。いわき市四倉の「よつくら港」は震災の津波で全壊の被害を受けたが、マニュアルに沿った避難誘導によって人的被害を免れた。

震災後はマニュアルに駅長不在時の指揮系統を定め、非常用トイレや飲料水の配備など

を付け加えた。序文で「利用者の生命、身体、財産の安全を確保する」と宣言する。

地震、津波をはじめ災害が多発する東北にあり、ましてや震災を経験した後ならばこれが当然の姿勢だろう。

事は道の駅に限らない。油断や緩みはないか。防災意識と対策の徹底は、教訓を伝える立場にもある被災地のあらゆる施設の責務であることを再度確かめておきたい。

頭の中に電極、脳波を無線送信 難病患者向け臨床研究へ 阿部彰芳

朝日新聞 2016年12月14日

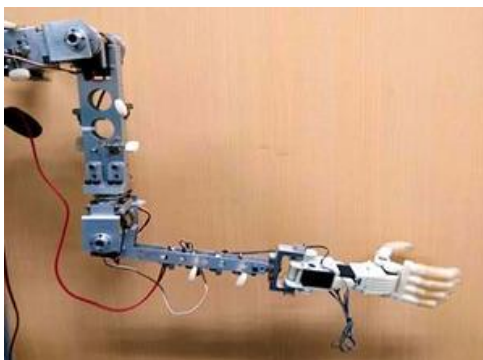


全身の筋肉が動かせなくなる難病患者の頭の中に電

極を入れ、読み取った脳波を無線で送ってパソコンやロボッ

ト義手を操作する世界初の臨床研究を、大阪大などのグループが来年度にも始める。脳の信号で機器を操る「BMI」（ブレイン・マシン・インターフェース）という技術の一種で、患者の意思伝達や生活支援につなげる。

今年度中に学内の倫理委員会に申請する。対象は、全身の運動神経が徐々に減る筋萎縮性側索硬化症（ALS）の患者。国内に約1万人おり、症状が進むと自力での呼吸や発声ができなくなる。まぶたやほおの動きでパソコンを操る装置が開発されているが、操作に時間がかかり、筋肉が動かなくなると利用できない。



研究グループは、体の動きをイメージした時に生じる脳波を元に、手やひじの動きを推定できる技術を開発。2013年、ALS患者の脳の表面に、脳波を測る電極を手術で直接置き、体外とケーブルでつなぎ、パソコンなどを操作できることを試験的に3週間調べた。

この脳波の計測法は、てんかん手術前の検査で使われている。頭皮から測るよりも精度が高く、細かな情報がとれるため、患者の意図する動きをとらえやすくなると期待されている。

ノロウイルス猛威、1週間の患者数5万4000人超 各地で「警報」…手洗いなど呼びかけ

産経新聞 2016年12月13日

国立感染症研究所は13日、ノロウイルスなどで激しい下痢や嘔吐（おうと）などの症状を起こす「感染性胃腸炎」の患者数が、11月28～12月4日の1週間で、1医療機関当たり17.37人に上ったと公表した。平成18、24年に次ぐ高い水準で、各地で「警報」が発令された。厚生労働省などは、食事や調理前の手洗いなどの徹底を呼びかけている。

ノロウイルスは冬に多発する食中毒の原因として知られる。感染研によると、全国約3千の定点医療機関から報告された平均患者数は、11月から急増し、12月4日までの1週間の患者数は5万4876人。例年より早く流行が始まった。

1医療機関当たりでは、昨年同期比の約3倍となった。都道府県別で最も多かったのは、宮城で45.75人。次いで、山形（33.47人）、三重（27.71人）、埼玉（26.73人）、東京（26.64人）、神奈川（23.62人）の順となった。20人を超える警報レベルを突破し、東京、埼玉、千葉、神奈川など各自治体が警報を出している。

ノロウイルスに感染すると、1～2日間の潜伏期間を経て、嘔吐や下痢を繰り返す。通常は数日で回復に向かうが、持病のある人や高齢者などが発症すると死に至る場合もある。

患者にいやしの音色を 島根・松江市立病院でコンサート 朝日新聞 2016年12月14日

美しい音色を響かせる朝枝信彦さん（左端）ら
＝松江市乃白町

患者とその家族に心和む時間をと、松江市乃白町の市立病院で「癒（いや）しの森コンサート」があり、ドイツ在住のバイオリニスト朝枝信彦さんらが美しい音色を響かせた。

1階の「ホスピタルモール」を会場に、患者や家族、病院関係者ら約60人が集合。朝枝さんと、レッスンを受けている開星高校3年の原夏希さん、山陰フィルハーモニー管弦楽団のメンバー3人がモーツァルトや日本の童謡などを約1時間披露した。市立病院の音楽療法士、西紫（ゆかり）さんもフルートで参加、ビゼーの「アルルの女・メヌエット」を演奏した。

2009年に始まった催しで、クラシック、フォークソングなど様々なジャンルを不定期に開催し21回目。会場には車いすの人やベッドに寝たままの人も集まり、華やかな演奏にじっと聴き入っていた。

朝枝さんはドイツ・マンハイム国立歌劇場管弦楽団の元コンサートマスターで、昨年始まった松江クラシック音楽祭の音楽監督を務めている。原さんはバイオリン歴11年で、朝枝さんが帰国した際にレッスンを受けているという。（奥平真也）



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行